

生成AI(人工知能)と子どもの人権侵害に ついての国民意識調査

2026年3月

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

ChildFund
Japan

	ページ
● 実施概要	3
● 参考とした資料	4
● 結果分析概要	5
● 提言	6
[1]「性的ディープフェイク」の認知状況	7
[2]「性的ディープフェイク」の認知経路	8
[3]身近な未成年者でのCSAM被害有無	9
[4]加害者が未成年である性的ディープフェイクの予防策	10
[5]CSAM問題への対応に関する考え	11
[6]児童ポルノ禁止法での「実在する児童の姿の描写」の定義	xx
[7]実在・非実在児童の性的表現を含むコンテンツの法令規制	xx
● 調査票	12

目的	生成AIと子どもの人権侵害に対する国民の意識等について把握し、提言等に役立てる。
実施期間	2026年1月25日(日)～2月7日(土)
対象	全国 15～79歳 男女個人
抽出・割合	200地点を抽出、住宅地図データベースから世帯を抽出し個人を割当。エリア・都市規模と性年代構成は、日本の人口構成比に合致するよう割付し回収。
回答方法	調査員による個別訪問留置調査(乗合方式)
回答数	1,200s
調査主体	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
調査実施委託先	株式会社日本リサーチセンター
グラフ・数表、コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計値等は、100%にならない場合など若干誤差が生じることがある。 ・%は小数第1位表示、カテゴリ間での比較などのポイント差は四捨五入し、整数表示。数表は、全体と比べて±10ポイント・±5ポイント差がある部分に色付け。

チャイルド・ファンド・ジャパン	「生成AI(人工知能)によるCSAM(児童性的虐待コンテンツ)についての国民意識調査」 https://www.childfund.or.jp/blog/250305survey
こども家庭庁	「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」 https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/406ce694
NHK	クローズアップ現代 中学生が卒業アルバムを悪用?! 身近に迫る“AI生成ポルノ”(2024年12月18日) https://www.web.nhk/tv/an/gendai/pl/series-tep-R7Y6NGLJ6G/ep/YX6GKKNGN4
読売新聞	卒業アルバム加工した偽の性的画像SNS拡散、一部は小中高生らが作成...警察庁がAIサイト調査(2025年8月31日) https://www.yomiuri.co.jp/national/20250831-OYT1T50010/#google_vignette

1. 性的ディープフェイクは**全体の半数が知っている**が、女性の方が認知率が低く、特に15-19歳が低い。性的ディープフェイクの認知経路は、若年層はSNS・ネット、高齢層はマスメディアとかなりはつきり分かれている。
2. 身近な未成年で生成AIによるCSAM被害があると回答した割合は、**前回の0.3%から今回は0.7%に増加**しており、被害の広がりや問題への**認知の拡大の可能性**がうかがえる。
3. **未成年の加害防止策**には、**学校教育の強化**に続いて**社会意識の向上**が高い。女性では、環境づくりやペアレントコントロールなど**家庭での対策**が必要と考えている割合が高い。
4. CSAM問題への対応として、政府や企業に規制を期待する人が最も多い。一方で、**子ども自身のAIリテラシー向上**は、前回の29.3%から今回の34.0%へと増加しており、**全対応策の中で最も伸びている**。特に、前回と比較して男性30代および女性30~40代ではAIリテラシーの必要性への認識が全体的に高い傾向がみられる。
5. 実在・非実在児童に関する法令規制について最も多い結果は「**実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止すべき**」の59.3%である。続いて、「**実在する児童の性的表現が含まれる加工・合成コンテンツも禁止すべき(顔・体の一部を使用したもの／性的ディープフェイクも含む)**」が18.6%と多い。一方で、「**実在する児童の性的表現が含まれるコンテンツのみ禁止すべき(現行法令どおり)**」は10.3%と、前回の10.8%と比較して変化は少ない。

法的対応

1. 生成AIによる性的ディープフェイクの被害に十分に対応できるように、児童ポルノ禁止法における「実在する児童の描写」の新たな判断基準を設定する。(例:児童の顔や身体の一部の描写も児童ポルノの定義に含める法改正)

制度的対応

1. 世代ごとの情報接触媒体を活用した啓発を進める。(例:40代未満にはSNS、50代以上は新聞・マスメディア)
2. 未成年がAIやSNSを使用する際に自発的にAIリテラシーを身につけられるような環境を整える(例:「生命(いのち)の安全教育」での主体的な学習、SNS投稿・共有の是非を問うポップアップ表示の導入)。
3. 家庭・学校・社会が連携し、子どものオンライン上の性的被害について継続的に話し合える環境を整える。(例:学校や地域での親子参加型デジタル安全ワークショップ、生成AIの悪用(卒業アルバムの写真利用等)防止の啓発活動)
4. 15~19歳では生成AIによるCSAM被害が見えていない可能性があり、10代の被害認識や実態を丁寧に把握する。(例:未成年への年齢に配慮した調査研究の実施)

技術的対応

1. SNSやAIのサービスを提供する企業に対し、未成年の利用に関する安全対策やCSAM防止措置を強化する。(例:注意喚起のポップアップの導入、CSAMを学習しないAIの開発設計)

問1 「性的ディープフェイク」の認知状況

問1 あなたは「性的ディープフェイク」を知っていますか。(SA)

【全体】「聞いたことがある」が52.7%と約半数。

【性×年代別】男性で「聞いたことがある」が57.1%に対し、女性は48.3%。男性では、「聞いたことがある」が60～69歳で64.2%、30～39歳が64.0%で高い一方、15～19歳が43.2%と最も低い。女性では、「聞いたことがある」は20～29歳で54.8%、50～59歳が53.5%と高い一方で、15～19歳は33.3%と低い。

「聞いたことがある」と「ない」の年代別の男女差を見ると、60代以上の高齢層で15ポイント、30～39歳で12ポイント、15～19歳で10ポイントほど男性の方が高い。

生成 AI(人工知能)の発達により、子ども※1 を性的な表現対象としたコンテンツ(CSAM:シーサム)※2 を簡単に作成でき、それを SNS にアップロードして拡散できる状況となっています。

また、生成 AI を使って「実在する子ども」の画像等から、ニセの子どもの性的なコンテンツが簡単に作成できます。さらに、「実在しない架空の子ども」の性的なコンテンツも簡単に作成可能です。

加えて、表現対象の子どもが実在するかの判定は、生成 AI の発達によって難しくなっています。

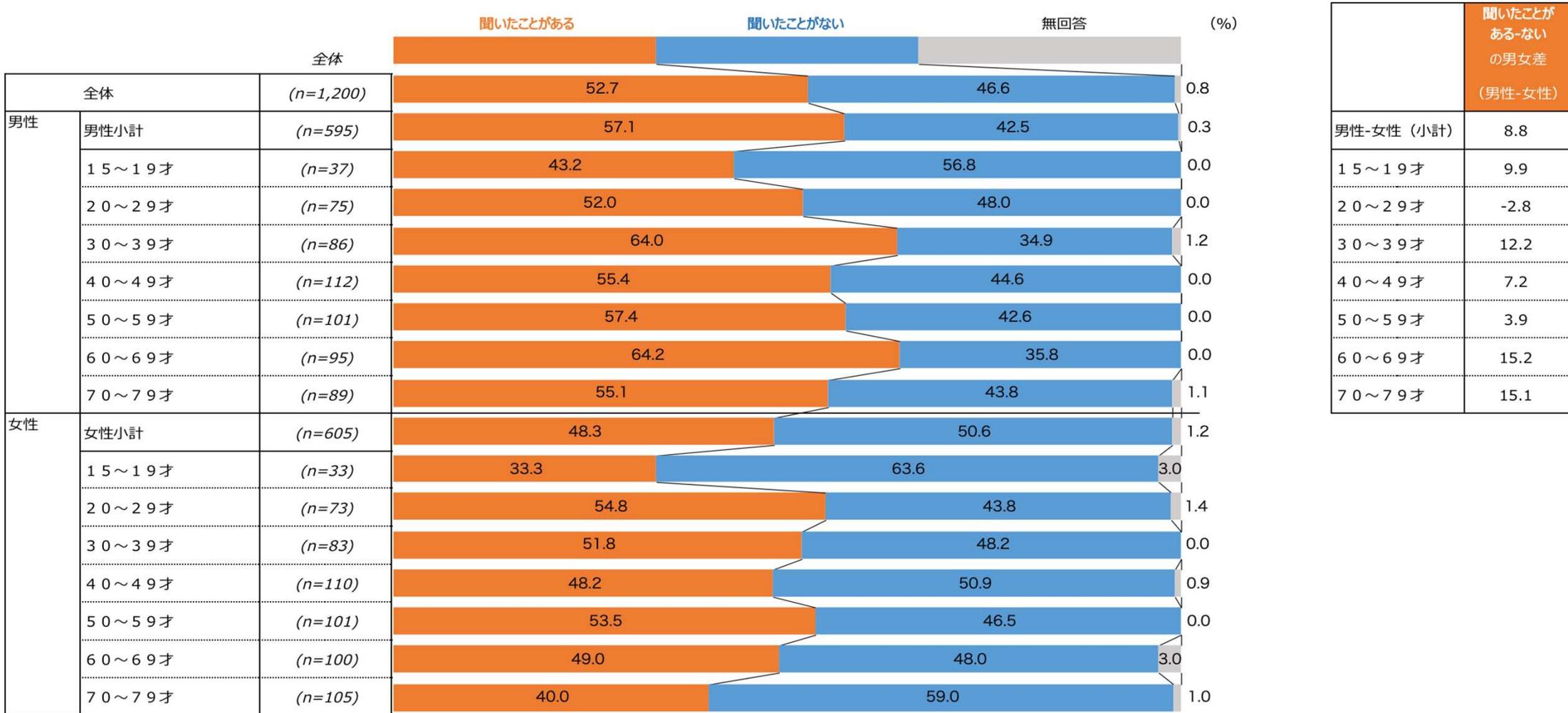
※1 本テーマでの「子ども」は「18歳未満(未成年者)」を指します。
 ※2 「コンテンツ」とは、「画像、動画、音声等」で表現されるものを指します。
 「CSAM:シーサム」は Child Sexual Abuse Material の略称で、現在、法規制の対象になっていないものもあります。

<性的ディープフェイクについてお伺いします>
 以下では、性的ディープフェイクをお伺いする質問があります。

「性的ディープフェイク」とは、生成 AI を使って人物を作成するもので、実在の人物の顔と、偽物の裸の体を合成して作成するなど性的なコンテンツが多くあります。これらも「CSAM」にあたります。

このような CSAM を作成するアプリやサービスも存在し、子どもにも被害が及んでいます。

また、いじめ・いやがらせに利用されることもあり、加害者が子どもの場合もあります。



問2 「性的デープフェイク」の認知経路

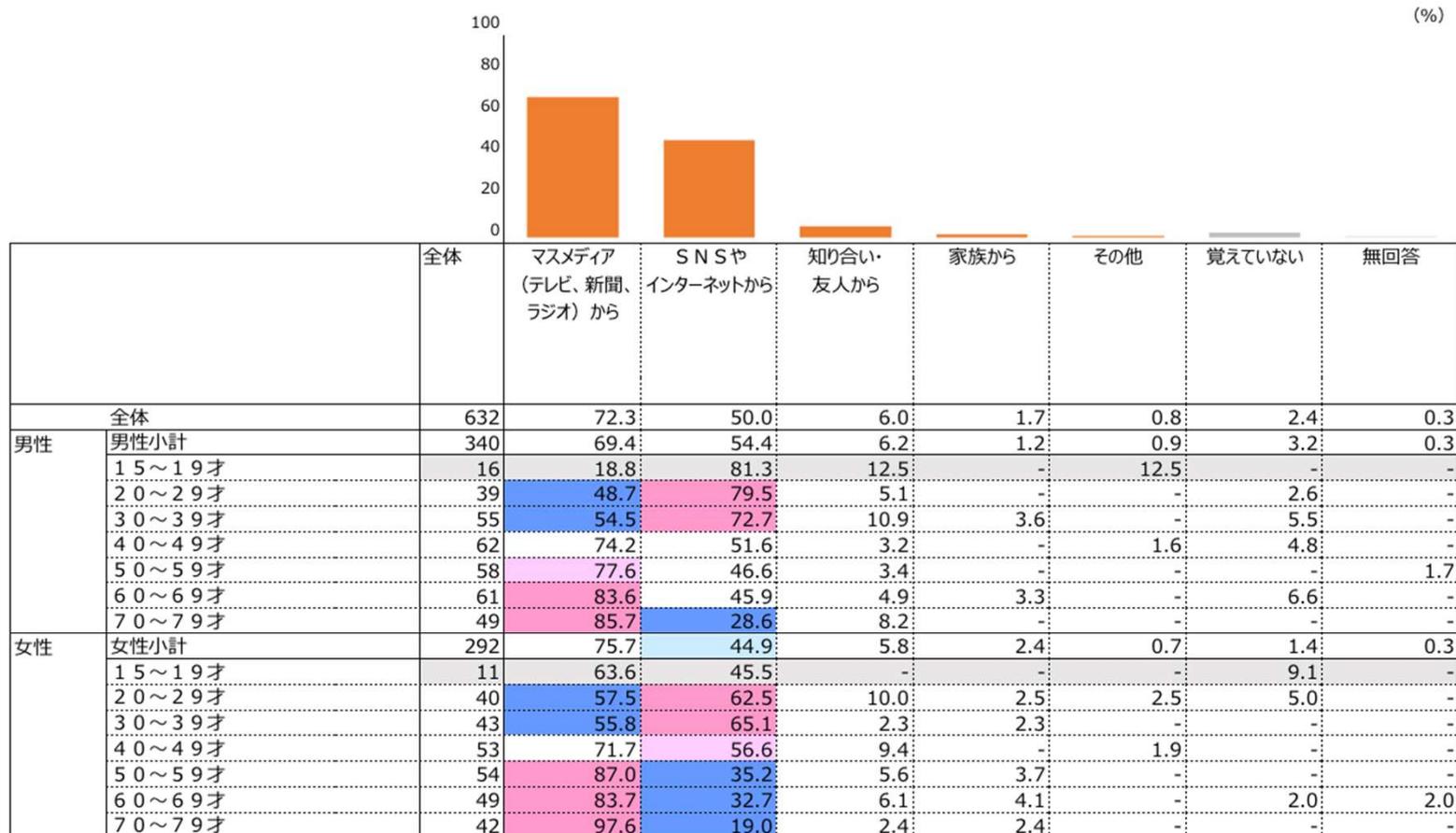
問2 あなた「性的デープフェイク」をどのような経路で知りましたか(MA) ※回答条件:問1で「聞いたことがある」の回答者ベース

【全体】

「マスメディア(テレビ、新聞、ラジオ)から」が72.3%と最も高く、次いで「SNSやインターネットから」が50.0%となっており、主にこの2つの接点からとなっている。

【性×年代別】

男女ともに50代以上では「マスメディア(テレビ、新聞、ラジオ)から」、30代以下では「SNSやインターネットから」が全体に比べて高く、大きく傾向が分かれる。(15~19歳はサンプルが少ないため参考値)



ポイント差

+10

+5

-5

-10

4

1

3

2

n=30未満のため参考値

* 選択肢は全体の数値降順に並び替え

問3 身近な未成年者でのCSAM被害有無

問3 あなたの身近な18歳未満の子ども(家族・友人・知人など)で、「生成AIによる性的なコンテンツ(CSAM)」の被害にあった方はいますか(SA)

【全体】

「いる」は全体で0.7%とわずかながらではあるが存在する。

【性×年代別】

男性では「いる」は20～40代で1%前後、女性は20～29歳で2.7%、40～60代で1%前後みられる。



問4 加害者が未成年である性的ディープフェイクの予防策

問4 性的ディープフェイク問題では、加害者が未成年であるケースも少なくありません。未成年によるこのような行為に対して、どのような予防策が考えられますか (MA)

【全体】

「学校で、AIやSNSの危険性や、同意の尊重に関する教育を強化する」(61.4%)が最多で、次いで「成年・未成年を問わず、社会全体が性的ディープフェイクの被害や加害を許さない意識を高める」(56.7%)となり、それぞれ半数以上を占める。「家庭で、子どものデジタル行動を理解し、日常的に話し合える環境をつくる」(43.9%)、「性的ディープフェイクの被害者・加害者にならないよう、ペアレンタルコントロール(保護者による管理)や未成年のSNS利用規制を強化する」(41.8%)がこれらに続く。

【性×年代別】

全体として女性の方が各項目の比率が高く、特に女性30～50代では「家庭で、子どものデジタル行動を理解し、日常的に話し合える環境をつくる」「性的ディープフェイクの被害者・加害者にならないよう、ペアレンタルコントロール(保護者による管理)や未成年のSNS利用規制を強化する」といった家庭での対策に関する項目が高い。



	全体	学校で、AIやSNSの危険性や、同意の尊重に関する教育を強化する	成年・未成年を問わず、社会全体が性的ディープフェイクの被害や加害を許さない意識を高める	家庭で、子どものデジタル行動を理解し、日常的に話し合える環境をつくる	性的ディープフェイクの被害者・加害者にならないよう、ペアレンタルコントロール(保護者による管理)や未成年のSNS利用規制を強化する	若者向けに、相談窓口や支援サービス(オンライン相談など)を充実させる(「やってしまった/困っている」段階で早期に支援)	同年代へのいじめ・からかい目的の使用を防ぐため、学校が具体的なルールやガイドラインを整備する	その他	わからない	無回答
全体	1,200	61.4	56.7	43.9	41.8	32.0	30.7	1.8	18.9	1.1
男性	595	56.3	52.4	35.5	37.8	26.2	29.4	1.5	20.8	0.5
男性小計	595	56.3	52.4	35.5	37.8	26.2	29.4	1.5	20.8	0.5
15～19才	37	59.5	29.7	13.5	8.1	16.2	24.3	-	18.9	-
20～29才	75	57.3	50.7	25.3	36.0	25.3	32.0	-	20.0	1.3
30～39才	86	58.1	57.0	39.5	45.3	24.4	33.7	3.5	18.6	1.2
40～49才	112	58.0	52.7	41.1	46.4	28.6	33.0	3.6	17.9	-
50～59才	101	55.4	61.4	42.6	37.6	27.7	30.7	1.0	13.9	-
60～69才	95	58.9	53.7	37.9	38.9	32.6	23.2	-	23.2	-
70～79才	89	48.3	47.2	31.5	32.6	21.3	25.8	1.1	33.7	1.1
女性	605	66.4	60.8	52.2	45.6	37.7	31.9	2.0	17.0	1.7
女性小計	605	66.4	60.8	52.2	45.6	37.7	31.9	2.0	17.0	1.7
15～19才	33	57.6	42.4	33.3	30.3	24.2	30.3	3.0	15.2	3.0
20～29才	73	61.6	63.0	45.2	41.1	37.0	26.0	-	13.7	2.7
30～39才	83	77.1	57.8	54.2	51.8	34.9	30.1	3.6	14.5	-
40～49才	110	69.1	69.1	56.4	55.5	37.3	35.5	2.7	10.9	1.8
50～59才	101	71.3	62.4	60.4	53.5	39.6	29.7	3.0	14.9	-
60～69才	100	69.0	65.0	52.0	43.0	46.0	39.0	1.0	15.0	4.0
70～79才	105	54.3	53.3	49.5	33.3	35.2	29.5	1.0	32.4	1.0

ポイント差 +10 +5 -5 -10

1 6 2 3 4 5

* 選択肢は全体の数値降順に並び替え

問5 CSAM問題への対応に関する考え

問5 生成AIによる子どものCSAM問題への対応について、あなたのお考えにあてはまるものをお知らせください(MA)

【全体】

「政府が規制する法律をつくるべき」(46.8%)、「SNSやアプリ事業者が子どものサービス利用に一定の制限をかけるべき」(43.7%)が多く、次いで「AI関連業界が技術的な規制をかけるべき」(35.8%)、「企業が子どものデバイス(スマホなど)の利用に制限をかけるべき」(34.9%)、「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」(34.0%)、「政府がAI戦略で規制するべき」(33.1%)が続く。

【性×年代別】

男性50～60代では「政府が規制する法律をつくるべき」が全体に比べて5ポイント以上高く、男性30代では「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」が全体より10ポイント以上高い。女性では、事業者、企業の制限を求める比率が40～50代を中心に高く、30～40代では「子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき」が全体より10ポイント以上高い。



		全体	政府が規制する法律をつくるべき	SNSやアプリ事業者が子どものサービス利用に一定の制限をかけるべき	AI関連業界が技術的な規制をかけるべき	企業が子どものデバイス(スマホなど)の利用に制限をかけるべき	子ども自身がAIリテラシーを高めて自己防衛できる力をつけるべき	政府がAI戦略で規制するべき	学校が規制するルールをつくるべき	その他	わからない	無回答
全体		1,200	46.8	43.7	35.8	34.9	34.0	33.1	20.6	0.7	20.4	0.9
男性	男性小計	595	47.2	38.2	32.8	30.6	29.4	33.8	18.7	0.3	21.7	0.5
	15～19才	37	35.1	16.2	18.9	16.2	37.8	8.1	16.2	-	27.0	-
	20～29才	75	41.3	36.0	25.3	26.7	26.7	29.3	14.7	-	24.0	-
	30～39才	86	50.0	39.5	34.9	33.7	45.3	29.1	19.8	-	18.6	1.2
	40～49才	112	48.2	33.9	33.0	31.3	32.1	35.7	21.4	0.9	24.1	-
	50～59才	101	56.4	47.5	34.7	32.7	26.7	31.7	15.8	1.0	15.8	-
	60～69才	95	53.7	46.3	41.1	35.8	23.2	49.5	23.2	-	16.8	-
70～79才	89	36.0	33.7	31.5	28.1	19.1	36.0	16.9	-	29.2	2.2	
女性	女性小計	605	46.3	49.1	38.7	39.2	38.5	32.4	22.5	1.0	19.2	1.3
	15～19才	33	39.4	36.4	39.4	21.2	30.3	27.3	27.3	-	18.2	3.0
	20～29才	73	50.7	45.2	34.2	21.9	38.4	17.8	13.7	1.4	16.4	1.4
	30～39才	83	53.0	45.8	31.3	34.9	44.6	28.9	21.7	3.6	18.1	-
	40～49才	110	50.0	57.3	41.8	50.0	50.9	31.8	24.5	0.9	13.6	1.8
	50～59才	101	49.5	57.4	40.6	52.5	37.6	40.6	20.8	1.0	16.8	-
	60～69才	100	41.0	43.0	48.0	42.0	37.0	37.0	29.0	-	17.0	3.0
70～79才	105	38.1	47.6	33.3	33.3	25.7	35.2	21.0	-	32.4	1.0	

ポイント差 +10 +5 -5 -10

2 5 6 4 7 1 3

日本では、以下のような児童の姿を描写(実写)した画像、動画などを「児童ポルノ」として、規制の対象としています。(児童=18歳未満の子ども)

- 1 児童による性交等の姿
- 2 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
- 3 衣服を着けないか又は衣服の一部を着けない児童の姿であって性欲を興奮・刺激させるもの

日本の児童ポルノ禁止法では、実在する児童を描写したものだけが規制の対象で、実在しない児童を描写したものは、漫画、アニメ、CGを含めて全て対象外となっています。

他方、諸外国の多くでは、架空のものも含め、児童を性的に描写したものは全てCSAMとして禁止されています。

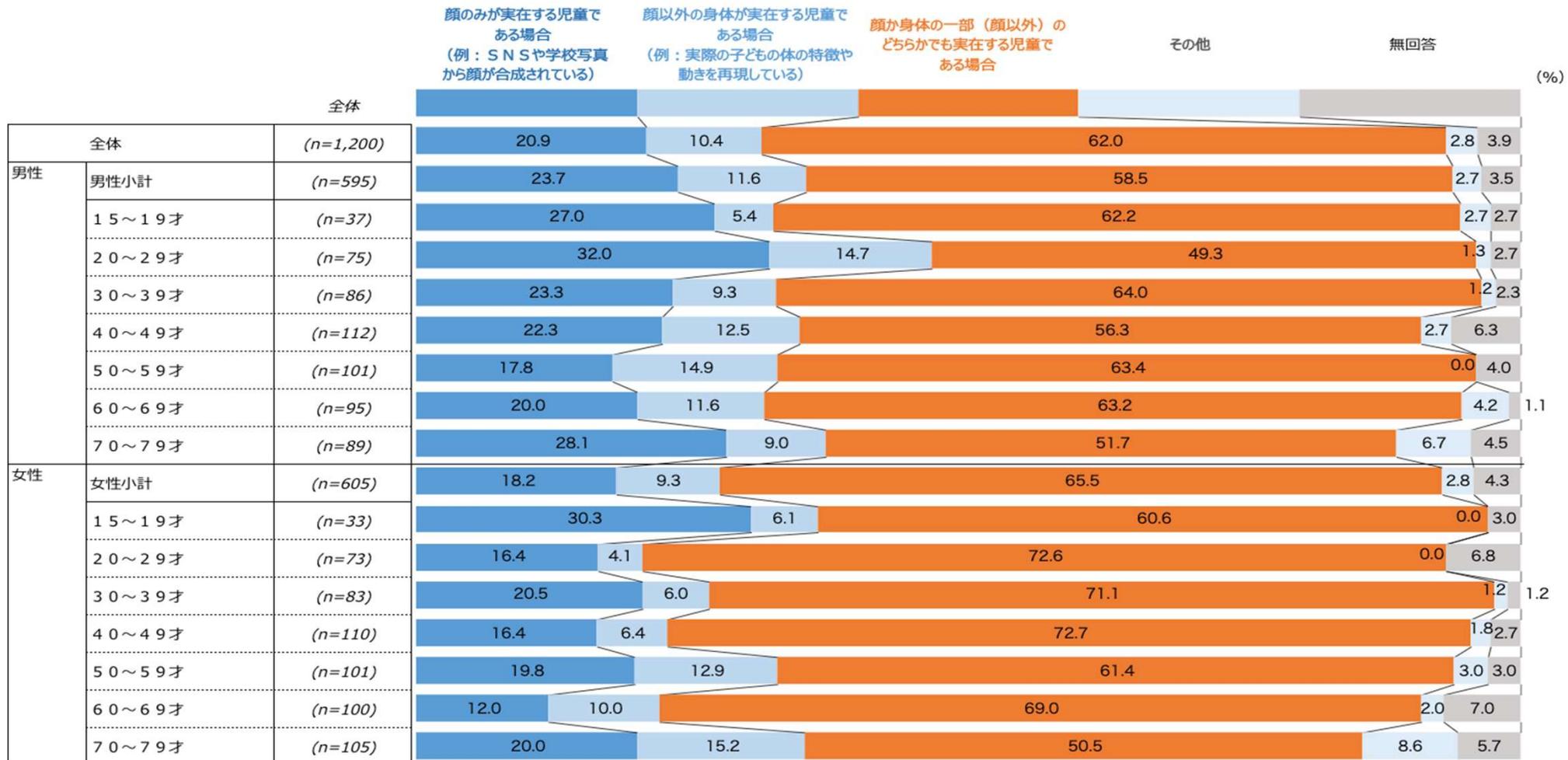
また、AIで生成された画像、動画は本物の人間のように見えるため、実在する児童の実写かどうかの判定が困難な状況になっています。

このような状況から、AIで生成された画像、動画は法令での規制が難しくなっています。

問6 児童ポルノ禁止法での「実在する児童の姿の描写」の定義

問6 児童ポルノ禁止法における「実在する児童の姿の描写」とはどのような場合と考えますか(SA)【全体】最も多いのは「顔か身体の一部(顔以外)のどちらかでも実在する児童である場合」(62.0%)が最多、次いで「顔のみが実在する児童である場合(例: SNSや学校写真から顔が合成されている)」(20.9%)、「顔以外の身体が実在する児童である場合(例: 実際の子どもの体の特徴や動きを再現している)」(10.4%)の順となった。

【性×年代別】「顔か身体の一部(顔以外)のどちらかでも実在する児童である場合」は、男性が58.5%に対し、女性が65.5%とやや上回る。特に20代~40代で70%以上と高い。「顔のみが実在する児童である場合」は男性20~29歳、女性15~19歳で30%以上と高い。



問7 実在・非実在児童の性的表現を含むコンテンツの法令規制

問7 児童の性的表現の含まれるコンテンツ(画像、動画等の素材)について、どのような場合に法令で禁止するべきだと思いますか(SA)

【全体】「実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止するべき」(59.3%)が約6割を占めた。これに次いで、「実在する児童の性的表現が含まれる加工・合成コンテンツも禁止するべき(顔・体の一部を使用したもの/性的ディープフェイクも含む)」(18.6%)が2割弱という状況。

【性×年代別】「実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止するべき」は男性が51.6%に対して女性は66.8%と女性の方が15ポイント上回る。また、男女ともに概ね年齢が上がるにつれてアップする。男性20代以下と40～49歳では「実在する児童の性的表現が含まれるコンテンツのみ禁止するべき(現行法令どおり)」が20%前後と他の年代に比べてやや高い。

<児童の姿の性的描写についてお伺いします>

日本では、以下のような児童の姿を描写(実写)した画像、動画などを「児童ポルノ」として、規制の対象としています。(児童=18歳未満の子ども)

- 1 児童による性交等の姿
- 2 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
- 3 衣服を着けないか又は衣服の一部を着けない児童の姿であって性欲を興奮・刺激させるもの

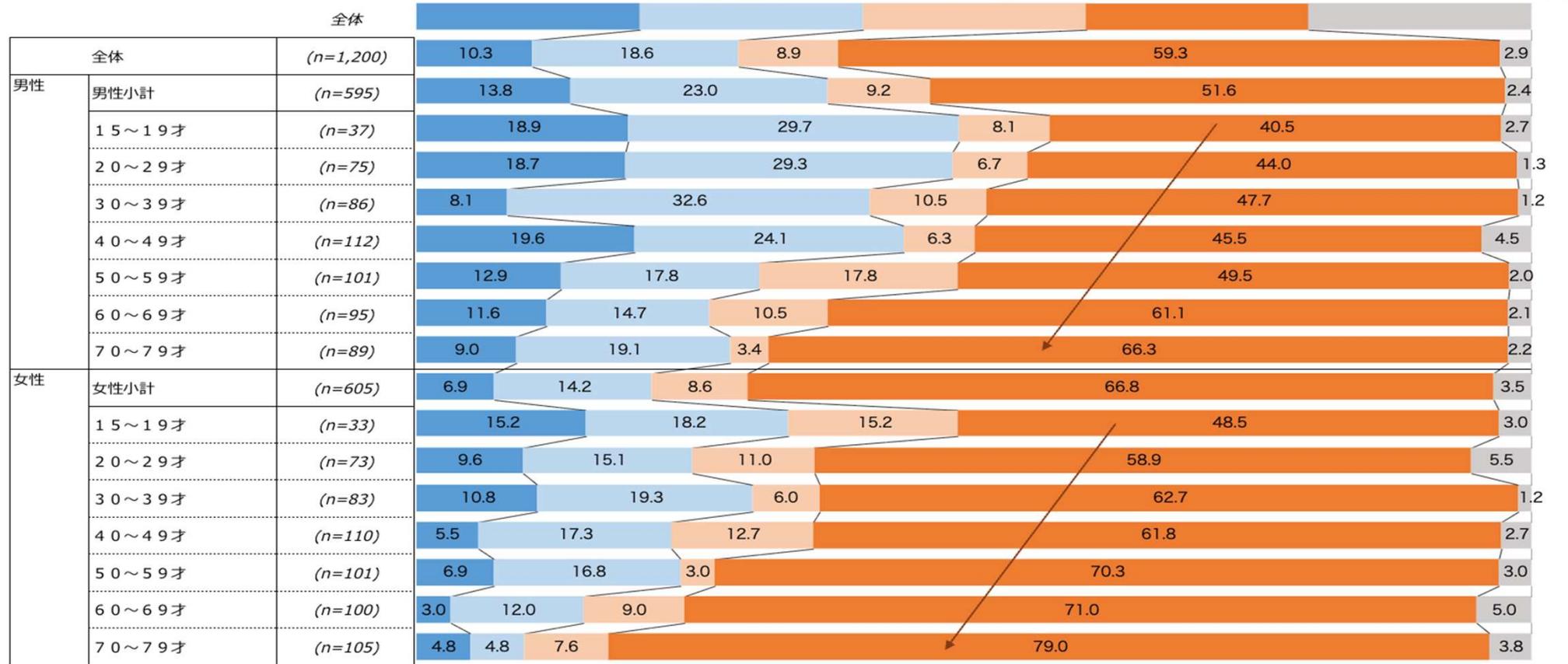
日本の児童ポルノ禁止法では、実在する児童を描写したものだけが規制の対象で、実在しない児童を描写したものは、漫画、アニメ、CGを含めて全て対象外となっています。

他方、諸外国の多くでは、架空のものも含め、児童を性的に描写したものは全てCSAMとして禁止されています。

また、AIで生成された画像、動画は本物の人間のように見えるため、実在する児童の実写かどうかの判定が困難な状況になっています。

このような状況から、AIで生成された画像、動画は法令での規制が難しくなっています。

■ 実在する児童の性的表現が含まれるコンテンツのみ禁止するべき(現行法令どおり)
■ 実在する児童の性的表現が含まれる加工・合成コンテンツも禁止するべき(顔・体の一部を使用したもの/性的ディープフェイクも含む)
■ 実在しないが現実存在しそうな児童の性的表現が含まれるコンテンツも禁止するべき(実在のモデルはおらずAIで完全に生成したもの)
■ 実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止するべき
■ その他



テーマ:「生成 AI(人工知能)と子どもの人権侵害」についてお伺いします

生成 AI(人工知能)の発達により、子ども※1 を性的な表現対象としたコンテンツ(CSAM:シーサム)※2 を簡単に作成でき、それを SNS にアップロードして拡散できる状況となっています。

また、生成 AI を使って「実在する子ども」の画像等から、ニセの子どもの性的なコンテンツが簡単に作成できます。さらに、「実在しない架空の子ども」の性的なコンテンツも簡単に作成可能です。

加えて、表現対象の子どもが実在するかの判定は、生成 AI の発達によって難しくなっています。

※1 本テーマでの「子ども」は「18 歳未満(未成年者)」を指します。

※2 「コンテンツ」とは、「画像、動画、音声等」で表現されるものを指します。

「CSAM:シーサム」は Child Sexual Abuse Material の略称で、現在、法規制の対象になっていないものもあります。

<性的ディープフェイクについてお伺いします>

以下では、性的ディープフェイクをお伺いする質問があります。

「性的ディープフェイク」とは、生成 AI を使って人物を作成するもので、実在の人物の顔と、偽物の裸の体を合成して作成するなど性的なコンテンツが多くあります。これらも「CSAM」にあたります。

このような CSAM を作成するアプリやサービスも存在し、子どもにも被害が及んでいます。

また、いじめ・いやがらせに利用されることもあり、加害者が子どもの場合もあります。

【すべての方に】

問1 あなたは「性的ディープフェイク」を知っていますか。(〇は1つだけ)

- 1 聞いたことがある → 問2へ
2 聞いたことがない → 問3へ

【問1で「1 聞いたことがある」とお答えの方に】

問2 あなたは「性的ディープフェイク」をどのような経由で知りましたか。(〇はいくつでも)

- 1 マスメディア(テレビ、新聞、ラジオ)から
2 SNS やインターネットから
3 知り合い・友人から
4 家族から
5 その他(具体的に)
6 覚えていない

【すべての方に】

問3 あなたの身近な 18 歳未満の子ども(家族・友人・知人など)で、「生成 AI による性的なコンテンツ(CSAM)」の被害にあった方はいますか。(〇は1つだけ)

* 18 歳未満の方は、ご自身の経験も含めてお答えください。

- 1 いる 2 いらない 3 わからない 4 答えたくない

【すべてのの方に】

問4 性的ディープフェイク問題では、加害者が未成年であるケースも少なくありません。未成年によるこのような行為に対して、どのような予防策が考えられますか。(〇はいくつでも)

- 1 学校で、AI や SNS の危険性や、同意の尊重に関する教育を強化する
2 家庭で、子どものデジタル行動を理解し、日常的に話し合える環境をつくる
3 性的ディープフェイクの被害者・加害者にならないよう、ペアレンタルコントロール(保護者による管理)や未成年の SNS 利用規制を強化する
4 若者向けに、相談窓口や支援サービス(オンライン相談など)を充実させる(「やってしまった/困っている」段階で早期に支援)
5 同年代へのいじめ・からかい目的の使用を防ぐため、学校が具体的なルールやガイドラインを整備する
6 成年・未成年を問わず、社会全体が性的ディープフェイクの被害や加害を許さない意識を高める
7 その他(具体的に)
8 わからない

【すべてのの方に】

問5 生成 AI による子どもの CSAM 問題への対応について、あなたのお考えにあてはまるものをお知らせください。(〇はいくつでも)

- 1 政府が AI 戦略で規制すべき
2 政府が規制する法律をつくるべき
3 学校が規制するルールをつくるべき
4 企業が子どものデバイス(スマホなど)の利用に制限をかけるべき
5 SNS やアプリ事業者が子どものサービス利用に一定の制限をかけるべき
6 AI 関連業界が技術的な規制をかけるべき
7 子ども自身が AI リテラシー[®]を高めて自己防衛できる力をつけるべき
8 その他(具体的に)
9 わからない

※AI の仕組みや他への影響を理解して、適切に判断し、使いこなす能力

<児童の姿の性的描写についてお伺いします>

日本では、以下のような児童の姿を描写(実写)した画像、動画などを「児童ポルノ」として、規制の対象としています。(児童=18 歳未満の子ども)

- 1 児童による性交等の姿
2 児童の性器を触る姿等であって性欲を興奮・刺激させるもの
3 衣服を着けなかつた又は衣服の一部を着けなかつた児童の姿であつて性欲を興奮・刺激させるもの

日本の児童ポルノ禁止法では、**実在する児童を描写したものだけが規制の対象で、実在しない児童を描写したものは、漫画、アニメ、CG を含めて全て対象外となっています。**

他方、諸外国の多くでは、架空のものも含め、児童を性的に描写したものは全て CSAM として禁止されています。

また、AI で生成された画像、動画は本物の人間のように見えるため、実在する児童の実写かどうかの判定が困難な状況になっています。

このような状況から、AI で生成された画像、動画は法令での規制が難しくなっています。

上記のような状況をふまえて、以下についてお答えください。

【すべての方に】

問6 児童ポルノ禁止法における「実在する児童の姿の描写」とはどのような場合と考えますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。(〇は1つだけ)

- 1 顔のみが実在する児童である場合(例: SNS や学校写真から顔が合成されている)
2 顔以外の身体が実在する児童である場合(例: 実際の子どもの体の特徴や動きを再現している)
3 顔か身体の一部(顔以外)のどちらかでも実在する児童である場合
4 その他(具体的に)

【すべての方に】

問7 児童の性的表現の含まれるコンテンツ(画像、動画等の素材)について、どのような場合に法令で禁止するべきだと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお選びください。(〇は1つだけ)

- 1 実在する児童の性的表現が含まれるコンテンツのみ禁止すべき(現行法令どおり)
2 実在する児童の性的表現が含まれる加工・合成コンテンツも禁止すべき(顔・体の一部を使用したもの/性的ディープフェイクも含む)
3 実在しないが現実に存在しそうな児童の性的表現が含まれるコンテンツも禁止すべき(実在のモデルはおらず AI で完全に生成したもの)
4 実在する・実在しないに関わらず、すべて禁止すべき